楚

令和4年(行コ)第5号 久米至誠廟撤去を怠る事実の違法確認等請求控訴事件

原 告 金城照子 外1名

被 告 那覇市長 外1

被控訴人那覇市長補助参加人兼被控訴人那覇市訴訟参加人

一般社団法人久米崇聖会

控訴理由書Ⅱ

令和4年11月30日

福岡高等裁判所那覇支部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 徳 永 信



第1 固定資産減免処分に関する請求の趣旨第2項に関する控訴理由

1 原判決

原判決は、「大成殿・啓聖祠について、那覇市税条例71条1項2号又は4号に該当するものとして固定資産税の減免申請をしており、これに対し、那覇市長は同項2号該当性を認めて本件減免処分を行ったことは明らかであって、本件減免処分は当初から同項2号に基づくものであったというほかはない。」とし、本件減免処分に係る固定資産税減免決定通知書において、「那覇市税条例71条1項第4号の規定に基づ」く決定である旨が記載されていることは、誤った処分理由の教示であったということになるが、処分理由の教示が、行政庁の恣意を抑制するとともに名宛人における不服申立て等の便宜を図る趣旨で要求されていることに照らすと、本件減免処分が処分理由の教示が、行政庁の恣意を抑制するとともに名宛人に

おける不服申立等の便宜を図る趣旨で要求されていることに照らすと、本件減免処分が名宛人に対たる補助参加人に対する授益的処分である以上、処分理由の教示が誤っていたことをもって、本件受益処分が違法を来すものとは考えられない」という。

2 本件処分証書

本件減免処分に係る固定資産税減免決定通知書は処分証書(意思表示その他の法律行為が文書によってされた場合のその文書)であり、特段の事情の有無を検討することなく、形式的証拠力が認められれば、特段の事情の有無を検討することなく、作成者がその文書に記載されている意思表示その他の法律行為を行ったと認定される。

本件減免処分は当該通知を離れて存在しない。つまりはのであるから、 たとえ那覇市が処分理由の記載を間違っていたとしても、そこでの決定は、 あくまで那覇市税条例71条1項4号に基づくものである。同条同項2号 に基づく決定はどこにも存在しないというほかはない。

そもそも那覇市はその当初の主張からみて、同条同項 4 号に基づく減免決定であったことが「明らか」だという原判決の認定には疑問がある。一審判決のさなかにおいて、控訴人による指摘があってはじめて誤記である旨主張してきたのであり、那覇市はそれまでも、そしてそれまでも 4 号に基づいて減免処分を行ってきたのであった(そうでないというのであれば、その前後の決定通知書を提出されたい)。

3 補助参加人の不利益について

原判決は処分理由の教示が行政庁の恣意を抑制するとともに名宛人における不服申立て等の便宜を図る趣旨で要求されているとしながら、後者の理由を重視するが、これは間違っている。それが受益処分であることは、それが恣意的ないし不当なものであった場合は、忽ち市民の不利益になるのであり、那覇市における財政民主主義を担保し、市長の恣意的運用を統制するものという重要な役割を担っていることを失念するものである。

原判決は「(行政庁が処分理由の教示を誤ったことのみをもって受益処 分が違法となるとすれば、かえって名宛人にとって不利益となるのであり、 かかる結論が不合理であることは明らかである。)」とするが、これも一面的である。

行政庁が処分理由の教示を間違って免除決定を行い、それがために名宛 人の不服申立ての機会が失われた場合、かかる行政庁の過誤によって不利 益を被った名宛人は、国賠請求1条によって損害賠償することによって不 利益を回復するのが法の建前である。決定通知書における根拠理由(根拠 条項)を誤記だとして一旦行った決定の性質を3年後になっても変更でき るとする原判決の解釈は余りに便宜的に過ぎるといわざるをえない。

4 結論

固定資産税減免処分にかかる請求の趣旨第2項の請求に対する原判決が 失当であることは明らかである。

以上